

県土の利用区分別の面積目標設定の考え方

農用地

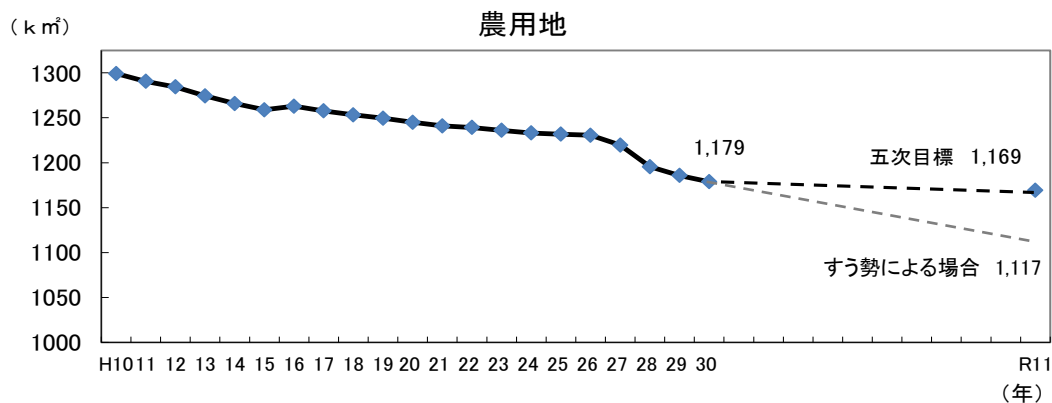
【令和 11 年の面積目標】

利用区分	平成 30 年	令和 11 年	増減率
農用地	1,179 k m ²	1,169 k m ²	△0.8%

（目標設定の考え方）

- ・ 農業は本県の基盤となってきた産業であり、本県農業の将来にわたる持続的な発展は、本県の発展にとって極めて重要である。
- ・ 農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、県土の保全や水源のかん養など、農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。
- ・ 以上から、「農用地等の確保等に関する基本指針（平成 27 年 12 月 24 日農林水産大臣）」に基づき、面積目標を設定し、農地の減少割合の鈍化により、10 k m² 程度の減少に抑えることを目標とする。

【面積の推移】



【関連する必要な措置の概要】

- ・ 農地の大区画化を計画的かつ効率的に推進するとともに、農地中間管理機構の活用を視野に入れた農業の担い手への効率的な農地の集積・集約を推進
- ・ 農山漁村においては、日本型直接支払制度等も活用しながら、地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、農業生産活動を維持・継続する取組みを推進
- ・ 荒廃農地の発生防止対策のため、農業の担い手への農地集積活動や地域の共同活動等を一層強化するとともに、農用地区域内の農地を中心に、再生可能な荒廃農地の再生利用を推進
- ・ 新たな土地需要がある場合には、都市の空き家等の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用等からの転換を抑制

森 林

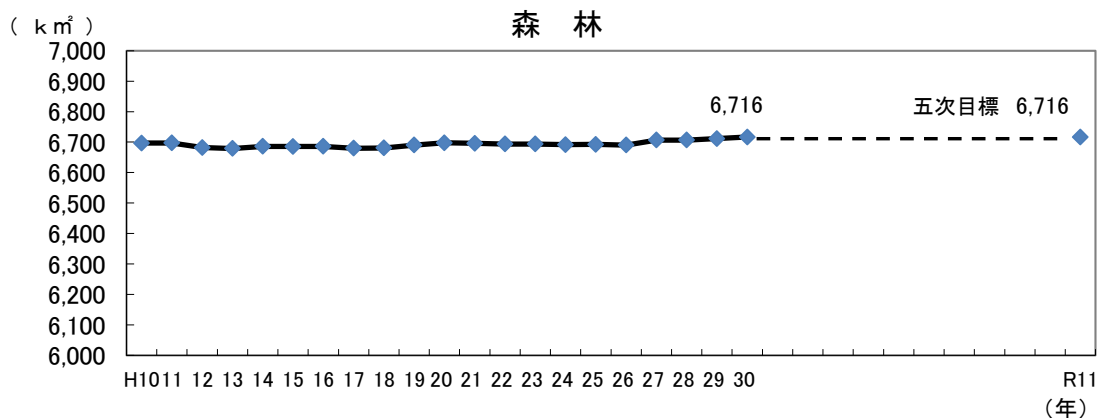
【令和 11 年の面積目標】

利用区分	平成 30 年	令和 11 年	増減率
森林	6,716 k m ²	6,716 k m ²	—

(目標設定の考え方)

- ・ 県土の保全や水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全を進め、一定量の森林面積を確保していく必要がある。
- ・ やまがた森林ノミクスの取組みにより、森林の有する多面的機能の維持に留意しつつ、県産木材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用を進める。
- ・ 以上から、現状の森林面積の維持を目標とする。

【面積の推移】



【関連する必要な措置の概要】

- ・ 森林整備事業による適切な造林や間伐等の施業を実施するとともに、立地条件に応じて、針広混交林化や複層林化により、多様で健全な森林づくりを推進
- ・ 保安林制度、林地開発許可制度等の適切な運用、治山事業における荒廃山地の復旧整備、水土保持機能の低下した森林整備等を計画的に推進
- ・ やまがた森林ノミクスの加速化を図り、森林の有する多面的機能の維持・調和に留意しつつ、森林資源の循環利用と積極的な活用を図るとともに、生産体制や路網等を強化し、林業及び木材産業の成長産業化を推進
- ・ 里地里山等の持続的な利活用や森林の適切な管理により、健全な森林の植生や土壌を維持し、森林の有する洪水防止機能、土砂災害防止機能など自然生態系の有する防災・減災機能を積極的に活用

原 野

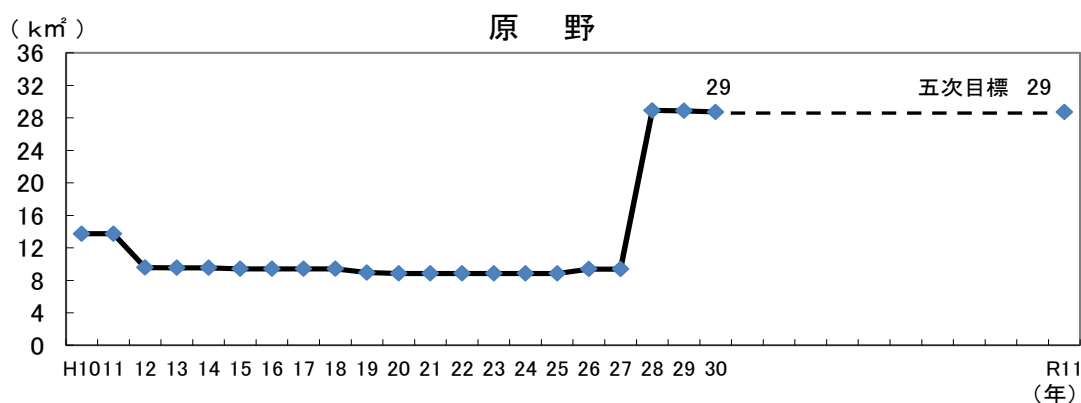
【令和 11 年の面積目標】

利用区分	平成 30 年	令和 11 年	増減率
原野	29 k m ²	29k m ²	—

(目標設定の考え方)

- ・原野を構成する湿原や草地などは、自然生態系を保全する上で重要であり、一定の保全を図る必要がある。
- ・原野面積は、今後、開発により大きく減少する見込みが低い。
- ・以上から、現状の原野面積の維持を目標とする。

【面積の推移】



※H28 に統計調査方法が変更

【関連する必要な措置の概要】

- ・県民に身近な自然がある地域では、地域の特性に応じて多様な自然生態系が健全に維持されるよう、自然環境の適切な保全を図り、必要に応じて、復元、整備を推進
- ・原始的な自然が残る地域では、次世代に伝えるべきかけがえのないものとして、多様な生物種を保存するため、自然環境保全地域や野生動植物保護地区の指定や行為規制等により維持又は厳正に保全し、劣化している場合は自然生態系の維持又は再生を推進
- ・希少な野生動植物の保護については、絶滅危惧種の生息・生育地における侵略的外来生物の駆除対策を優先して推進するなど、生息・生育地の保全対策を進め、捕獲、採取の制限など実効性のある保護規制のあり方を検討

水面・河川・水路

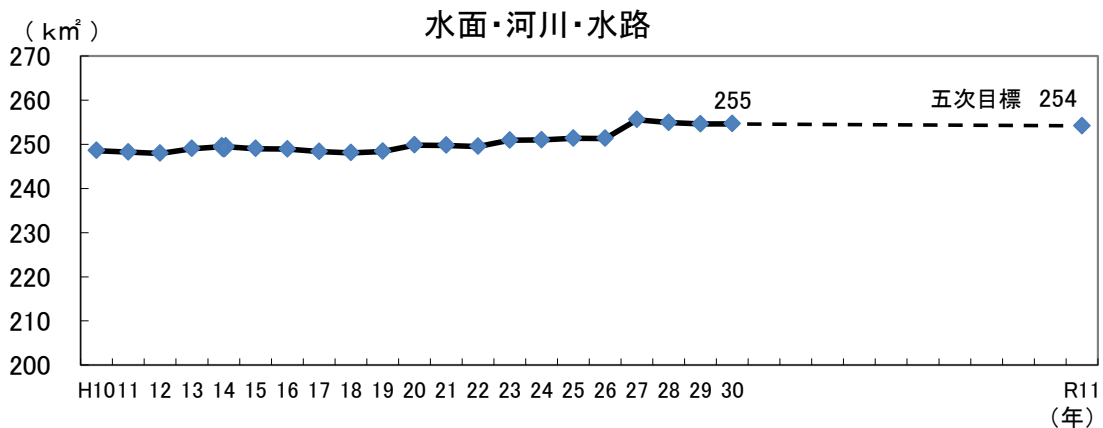
【令和 11 年の面積目標】

利用区分	平成 30 年	令和 11 年	増減率
水面・河川・水路	255 k m ²	254 k m ²	△0.4%

(目標設定の考え方)

- ・水面（天然湖沼、ため池）面積は、自然生態系を保全する上でも重要であり一定の保全を図る必要があるため、現状の維持を目標とする。
- ・水面（人造湖）面積は、今後、計画中のダムはないため、現状の維持を目標とする。河川面積についても現状の維持を目標とする。
- ・水路面積については、農地面積の減少に伴い、微減に留めることを目標とする。

【面積の推移】



【関連する必要な措置の概要】

- ・河川やダム等の適正な維持管理により水資源を安定的に確保するとともに、生活排水処理施設の整備等により水質の保全を推進
- ・河川における動植物の生息、魚類の遡上、流水の清潔の維持や農業用水等の利水に必要な流量の確保、河川や農業用水から住宅地の既存水路への消流雪用水の供給など、地域の実情にあった健全な水循環と水資源の適正利用を推進
- ・農山漁村においては、日本型直接支払制度等も活用しながら、*地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、農業生産活動を維持・継続する取組みを推進

* 農業の担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を推進など

道 路

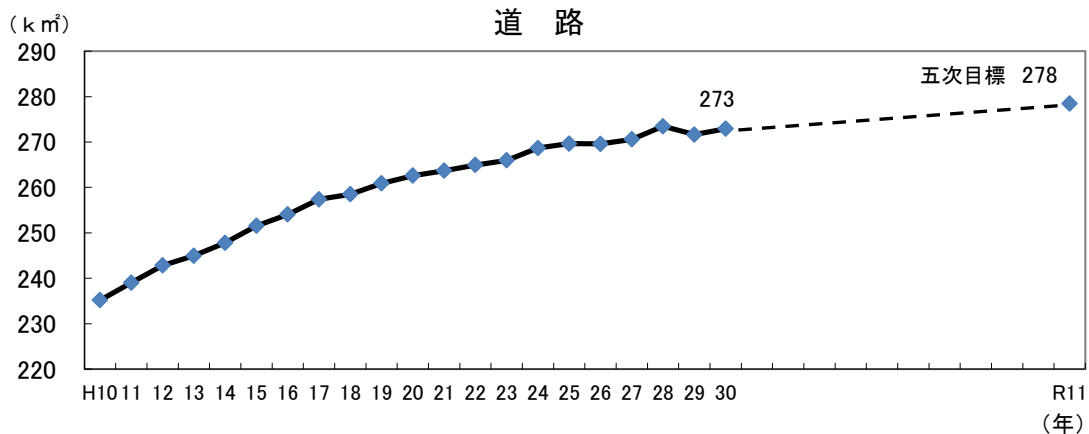
【令和 11 年の面積目標】

利用区分	平成 30 年	令和 11 年	増減率
道路	273 k m ²	278k m ²	1.8%
一般道路	179	184	2.8%
農道	73	73	—
林道	21	21	—

（目標設定の考え方）

- ・ 一般道路は、今後も地域間のネットワークの構築により対流を促進するとともに、災害時における避難や輸送等の多重性・代替性を確保する観点から、真に必要な整備を計画的に進める必要がある。
- ・ 一方、人口減少に伴う都市機能や居住の集約化、空き家等の有効活用による新たな宅地の増加抑制に伴う道路整備の縮小により、一般道路面積の増加割合が鈍化するものとし、5 k m²程度の増加を目標とする。
- ・ 農道面積は、農地面積の減少に伴い減少が見込まれる一方で、今後、農地整備に伴う農道の整備や幅員の拡幅により、全体として現状の維持を目標とする。
- ・ 林道面積は、森林面積と同様に、現状の維持を目標とする。

【面積の推移】



【関連する必要な措置の概要】

- 都市のコンパクト化に伴い、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合に、「生活圏」や主要都市間を結ぶ交通ネットワークとして、内陸と庄内をはじめ、県内地域間や近隣県を結び、冬季や災害時でも安定的につながる道路の整備と機能強化を促進
- 近隣県等については、縦軸となる東北中央自動車道や日本海沿岸東北自動車道の早期全線開通を促進するとともに、県際間の往来強化に向けて、横軸となる地域高規格道路の整備を進め、地域が必要な機能を楽しむことと併せ、産業や観光等の活性化も推進
- 災害発生時における交通基盤の代替性・補完性（リダンダンシー）を確保するため、「縦軸」道路と「横軸」道路による格子状道路ネットワークを構築
- 大規模災害時の救急救援活動等に必要な緊急輸送道路の整備・確保や沿道建築物の耐震化を促進するとともに、県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等の早期整備を促進
- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を推進

宅 地

【令和 11 年の面積目標】

利用区分	平成 30 年	令和 11 年	増減率
宅地	291 k m ²	293k m ²	0.7%

(目標設定の考え方)

- ・ 今後の人口減少下においては、空き家等の増加がさらに進行し、非効率な土地利用が増大することが懸念される。
- ・ 加えて、都市的土地利用への開発圧力が減少すると予測されるため、農林業的土地利用や自然的土地利用からの転換を抑制する必要がある
- ・ このため、新たな宅地を増加させず、都市機能や居住の集約、空き家等の有効活用により、効率的な土地利用を図る。
- ・ ただし、原則として転用が認められる市街地の農地については、今後も一定の宅地化が続くものと見込まれる。

※ 参考：令和元年度の農地転用許可面積のうち、全体の約 20%が市街地にある農地の面積

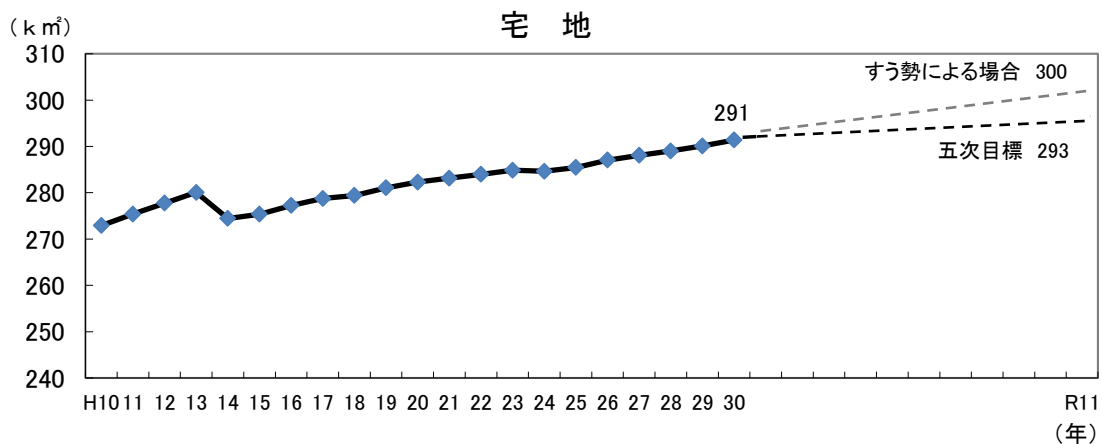
- ・ 以上から、市街地にある農地の宅地化はやむを得ないものとし、上記割合を参考に、令和 11 年に 2 k m²程度の増加に留めることを目標とする。

(計算式)

すう勢により増加する場合の宅地面積のうち、20%程度（≒市街地にある農地の面積（市街化区域内の農地を含むものとする））が宅地化

$$(300 \text{ k m}^2 (\text{すう勢による R11 面積}) - 291 \text{ k m}^2 (\text{H30 面積})) \times 20\% \div 2 \text{ k m}^2$$

【面積の推移】



【関連する必要な措置の概要】

- ・都市のコンパクト化を進めるため、市町村における立地適正化計画の策定を促進し、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を街なかへ誘導するとともに、線引き制度や開発許可制度の適切な運用により、無秩序な市街地の拡大を抑制
- ・街なか居住の拡大に向け、空き地や空き家等を活用した住宅や公園等の整備により、子育て環境の充実や高齢者も歩いて暮らせるまちづくりを推進し、空洞化している中心市街地については、市街地再開発事業等により再生を推進
- ・土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適切に実施
- ・大規模な土地利用の転換については、地域住民の意向など地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を重視
- ・農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域又は混在が予測される地域においては、必要な土地のまとまりを確保するなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を重視
- ・新たな土地需要がある場合には、都市の低未利用地や空き家等の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用等からの転換を抑制

その他

【令和 11 年の面積目標】

利用区分	平成 30 年	令和 11 年	増減率
その他	580 k m ²	584 k m ²	0.7%

(目標設定の考え方)

- その他の土地は、県土の面積から、これまでの利用区分別の面積を差し引いたものとなる。

【面積の推移】

